



議 長	副 議 長	事務局 長	議事課 長	係
				 

2024 (令和6) 年 8 月 7 日

下野市議会議長 大島 昌弘 殿

陳 情 書

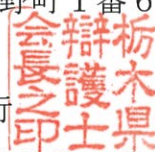
〒320-0061

栃木県宇都宮市明保野町1番6号

栃木県弁護士会

会 長 石井 信行

電 話 028-689-9000



第1 件名

再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

第2 陳情の趣旨（要旨）

下野市議会が、国に対し、えん罪犠牲者を救済するために、刑事訴訟法の再審規定（再審法）について

1 再審における検察手持ち証拠の全面開示

2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て（上訴）の禁止

を内容とする改正を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。

第3 陳情の理由

1 現在の再審法の不備について

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件

を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（原口アヤ子さん97歳）や袴田事件（袴田巖さん88歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

そこで、日本弁護士連合会は、2023（令和5）年6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択しました。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われています。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

この間、2024（令和6）年3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

そして、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024（令和6）年4月の時点で、すでに7道府県議会を含む260を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、別紙意見書を採択していただきたく陳情いたしました。

以上

再審法改正を求める意見書（案）

2024（令和6）年 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

下野市議会
議長

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

以上